

令和3年9月6日

保護者の皆様

稲沢市立小正小学校長
服部 高志

校内で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について（お知らせ）

平素から稲沢市教育委員会が所管する教育活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、県内の新型コロナウイルス感染者は連日1,000人を越えており、大変厳しい状況が続いておりますが、今後も、校内での感染予防対策を徹底し、できる限り教育活動を継続してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、令和3年8月27日付けで文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」により、臨時休業に関する新たな基準が示されました。今後、保健所の指導のもと、稲沢市の小中学校では、教育委員会と連携し、下記の基準に基づいて臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業）を実施してまいります。

記

<臨時休業の範囲や条件の例>

緊急事態宣言対象地域である場合やまん延防止等重点措置区域である場合には、児童生徒に家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる際には、各小中学校は稲沢市教育委員会、保健所、学校医の助言等を踏まえ、学級・学年・学校単位の臨時休業を検討します。

【学級閉鎖】

○ 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者がいると判断された場合
※ 濃厚接触者の特定に時間を要する場合も学級閉鎖を行う。
- ④ その他に必要と判断した場合

【学年閉鎖】

○ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○ 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

○ 感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

緊急事態宣言対象地域である場合やまん延防止等重点措置区域である場合には、保健所業務の逼迫により積極的疫学調査を行うことが困難、あるいは遅延が生ずる場合があります。そこで、稲沢市では、濃厚接触者を特定するため、陽性が判明した児童生徒に対する聞き取りを、各学校が保健所に代わって行うことがあります。また、陽性者の個人情報については、保護者の同意を得た上で活用させていただく場合があります。

○ 誹謗中傷や差別防止のお願い

連日のように陽性の報告があり、残念ながら感染が他人事ではなくなってきました。身近に感染した方が増えてきたことや、児童生徒へのワクチン接種が進んできたことから、誹謗中傷や差別につながるかと心配しております。ワクチンは打つことができない人や打ちたくない人がおり、当然、尊重されるべきです。

そのため、以下のことをお子様に伝えていただきますようお願いいたします。

(1) 感染者、濃厚接触者、医療従事者等への差別や偏見をしない。

(2) ワクチンの接種を受ける又は受けないことによる差別や接種の強制をしない。

※ 教育活動や学校行事への参加に際して、ワクチンを接種しているかどうか等、条件を付けることはないということ。

○ 今後も、学校内で他のお子様に感染リスクがないかを確認しますので、以下に該当する場合には、学校（市教委）へ必ず連絡をお願いします。

(1) お子様や同居の家族が「濃厚接触者に特定」された場合

(2) お子様や同居の家族に「PCR検査」が実施されることとなった場合

(3) お子様や同居の家族に新型コロナウイルス感染症の「陽性」が判明した場合

【平日の連絡先】

稲沢市立小正小学校 担当 教頭 (0587) 23-2424

【休日（閉校期間を含む）および時間外の連絡先】

稲沢市役所（教育委員会） (0587) 32-1111

※新型コロナウイルス感染症関連に限り対応します。市役所の守衛に概要と連絡先をお伝えいただくと、担当より折り返し連絡します。